



島根県報

平成17年 2 月 8 日 (火)

第 1 648 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (青少年家庭課) 2

告 示

平成17年 2 月定例県議会の招集 (財 政 課) 2

町の区域の変更 (市 町 村 課) 2

字の区域の変更及び字の区域の廃止 (") 3

字の区域の廃止 (") 5

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定 (健康福祉総務課) 9

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 (") 10

生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出 (") 10

生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 (") 10

知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定 (障害者福祉課) 11

土地改良区の定款変更の認可 (農 村 整 備 課) 11

保安林の指定の解除 (2 件) (森 林 整 備 課) 11

保安林予定森林 (") 12

保安林の指定施業要件の変更 (4 件) (") 12

道路の供用開始 (道 路 維 持 課) 14

電線共同溝を整備すべき道路の指定 (") 15

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 (環境生活総務課) 15

平成17年度島根県立農業高等学校の第 2 次学生募集 (農 業 経 営 課) 16

空港用医療資器材一式の購入に係る一般競争入札の実施 (港 湾 空 港 課) 17

開発行為に関する工事の完了 (都 市 計 画 課) 19

環境影響評価説明会の開催 (") 19

折りたたみ式矢印板 (271 枚) の購入に係る一般競争入札の実施 (警 察 本 部) 20

車載用ビデオカメラ装置10式の購入に係る一般競争入札の実施 (") 21

携帯用担架の購入に係る一般競争入札の実施 (") 22

耐刃手袋 (小手付) の購入に係る一般競争入札の実施 (") 24

公布された条例等のあらまし

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第 6 号)

1 規則の概要

(1) 図書類自動販売機等設置届等の提出先を福祉事務所長から知事に変更することとした。(第 4 条・第 5 条関係)

(2) 立入調査員の指定から福祉事務所の職員を除くこととした。(第10条関係)

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年2月8日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第6号

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則（昭和40年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「当該自動販売機等の設置場所を管轄する福祉事務所に持参して」を「持参して知事に」に改め、同条第3項中「福祉事務所に持参して」を「持参して知事に」に、「福祉事務所に持参し、」を「持参し、」に改め、「送付して」の次に「知事に」を加える。

第5条第2項中「福祉事務所長」を「知事」に改める。

第10条第2号中「福祉事務所及び」を削る。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第152号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定に基づき、平成17年2月23日定例県議会を松江市に招集するので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年2月8日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第153号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、雲南市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る町の区域を変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営ほ場整備事業金川地区の換地処分公告があった日の翌日から生ずる。

平成17年2月8日

島根県知事 澄 田 信 義

1 雲南市加茂町宇治に編入する区域

町	地 番
加茂町南加茂	1の1の一部、1の2の一部、210の1の一部、210の2から210の11まで、210の12の一部、210の13の一部、210の14、211の1の一部、211の2、213の3の一部、213の5の一部
加茂町加茂中	1387の8の一部、1388の1の一部、1388の2の一部、1389の1の一部、1389の2、1390の1、1390の3、1391、1398の6の一部、1398の7の一部、1398の9の一部、1399の3の一部、1415の2の一

部、1419の 1、1419の 2、1420の 1、1420の 2、1420の 3 の一部、1420の 4 の一部、1422、1423、2333の 1 の一部、2333の 2 の一部、2333の 3、2333の 5 の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地及び市有地の全部

(ただし、上記地番は平成16年10月25日現在のものである。)

2 雲南市加茂町加茂中に編入する区域

町	地 番
加茂町宇治	556の 1 の一部、557の 5 の一部
加茂町南加茂	1 の 1 の一部、2 の 1 の一部、3 の 1 の一部、4 の 1 の一部、5 の 1 の一部、5 の 2 の一部、6 の 1、6 の 2、6 の 3 の一部、6 の 4 の一部、6 の 5、6 の 6、7 の 1、7 の 2、7 の 4 から 7 の 7 まで、8、9 の 1 から 9 の 3 まで、10、12、13、14の 1、14の 2、15から18まで、20の 1、20の 2、20の 6 の一部、20の 7 の一部、21の 2、22の 1、22の 5、23の 1、23の 2、23の 3 の一部、23の 4 の一部、23の 5、23の 6、24の 1 から 24の 3 まで、27の 1、27の 2 の一部、28の 1 の一部、28の 2、28の 3 の一部、28の 4 の一部、28の 5 の一部、29の 1 の一部、30の 1 の一部、31の 1 の一部、32の 1 の一部、33の 1 の一部、34の 1 の一部、35の 1 の一部、35の 2 の一部、210の 1 の一部、211の 1 の一部
及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地及び市有地の全部	

(ただし、上記地番は平成16年10月25日現在のものである。)

3 雲南市加茂町南加茂に編入する区域

町	地 番
加茂町宇治	568の15の一部
加茂町加茂中	1495の 3 の一部、1552の 8
加茂町大西	379の 1 の一部、381の 3 の一部、382の 1 の一部、384の 1 の一部、385の一部、410の 1 の一部、410の 2 の一部、411、412、414の 1 の一部、414の 2 の一部
及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地及び市有地の全部	

(ただし、上記地番は平成16年10月25日現在のものである。)

4 雲南市加茂町大西に編入する区域

町	地 番
加茂町南加茂	71の 1 の一部、71の 5 の一部、71の 6、75の 4 の一部、75の 5、75の 6 の一部、85の 1 の一部
及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地及び市有地の全部	

(ただし、上記地番は平成16年10月25日現在のものである。)

島根県告示第154号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により、斐川町長から次のとおり字の区域を変更し、字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

なお、この届出に係る町の区域を変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定による土地改良事業千家地区施行地域の換地処分の公告があった日の翌日から生ずる。

平成17年 2 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 簸川郡斐川町大字富村に編入し、字を廃止する区域

大字	字	地番
併川	千家	1049の一部、1050、1051、1052、1053、1054、1055、1056の一部、1058、1059、1060、1061、1062の一部

(ただし、上記地番は、平成15年12月22日現在のものである)

2 簸川郡斐川町大字名島に編入する区域

大字	字	地番
富村		1417の一部、1418の一部、1419の一部、1087の2の一部、1325の3の一部、1420の2の一部

(ただし、上記地番は、平成15年12月22日現在のものである)

3 簸川郡斐川町大字名島に編入し、字を廃止する区域

大字	字	地番
併川	神立	274の2の一部、605の2の一部
	千家	995の1の一部、996の2の一部、996の3、997の一部、997の2の一部、998の一部、999の一部、1000の一部、1044の一部、1045の一部、1046、1046の2の一部、1046の3の一部、1047、1048、1049の一部

(ただし、上記地番は、平成15年12月22日現在のものである)

4 簸川郡斐川町大字併川に編入し、字を廃止する区域

大字	字	地番
名島	以下	66の3の一部、72の2の一部、73の4の一部、73の5の一部、80の3の一部、83の一部、83の2、84の一部、84の2の一部

(ただし、上記地番は、平成15年12月22日現在のものである)

5 簸川郡斐川町大字併川の字を廃止する区域

大字	字	地番
併川	神立	193、199、233の1から233の4まで、234、235、236、237、238の1、238の2、239の1、239の2、240の2、240、241、242の1、242の2、243の1、243の2、244、245、246、247、248、249の1、249の2、250の2から250の4まで、251の1、251の2、252の2、252、253、254、255、256の2、256、257の2から257の4まで、258の2、258、259、260、261、262、263、265の2から265の4まで、266、267、268の2から268の4まで、269の1、269の2、270の1、270の2、271、272、273、274の2、276の1から276の3まで、277の1から277の4まで、278の1、278の3、280の1、280の3、280の4、284の2、285の1から285の5まで、286の1から286の4まで、287の1から287の3まで、289の2、290、291の2、292の2、293、294、296、297の2、297の4、298の2、299、300、301の1、301の2、301、302の1、302の2、303の1、303の2、304、306の2、306、307の1から307の4まで、308の1、308の2、309、310の2、310、312、313、314、315の1、315の2、316の1、316の2、317、318、319、320、321、323、324の1、324の2、325の1、325の2、327の2、371の2、540の1、540、544の1、544、556の2、556、557、558、559、560、561、562、563、564の1、564の2、564、565、566の1、566、567、568、569、570、571、572、573、574、575、576の2、576、577、578の2、578、579の1、579、580、581の1、581、582、583、584、585、586、587の2、587、590、591、592、594、595の1、595の2、596、597、598の2、598、599、600の2、600、601、602、603、604、605の2、605、610、611、612、613の2、613、614、615、616の1、616

		の 2、617、618、619の 2、619、620、621、622、623の 2、623、624、625、626の 2、626、627の 2、627、628、629、630、631の 2、631、632、633、634、635の 2、635、637、638、639、640、641、642、643、644、645、646、647、648、649、650の 2、650、651、652、653、654、655、656の 1、656、657、658、659、660の 1 から 660の 3 まで、661、662の 2、662、663、664、665、666、667の 2、667、668、885、888の 1、888、889、892、893の 2、893、896、897、900の 2 から 900の 4 まで
併川	千家	616の 4 から 616の 6 まで、898の 2、898の 3、898、901、902、903、904、905、906、907の 2、907、908、909の 1、909の 2、910、911、912、913、914の 2、914の 3、914、915、916、917の 2、917、918の 1、918、919、920、921の 1、922、923、924、925の 2、925、926の 2、926の 3、926、927、928の 2 から 928の 5 まで、929、930、931の 1、931の 2、932の 2 から 932の 5 まで、933の 1、933の 2、934の 1、934の 2、935の 1、935の 2、936の 1、936の 2、937の 1、937の 2、938の 1、938の 2、939の 2、939、940、941の 1 から 941の 3 まで、942の 1、942の 2、943の 1、943 の 2、944の 1 から 944の 6 まで、945の 1、945、946、947、948、949の 1、949の 2、950、951の 1、951の 2、952、953、954の 2、954、955の 1、955、956の 1 から 956の 4 まで、957の 1 から 957の 3 まで、958の 1、958の 2、959の 1 から 959の 5 まで、960の 1、960の 2、961の 1 から 961の 3 まで、962の 1、962の 2、963の 1、963の 2、987の 1、987の 2、988の 1、988の 2、989の 1、989の 2、990の 1、990の 2、991の 1、991の 2、992の 3 から 992の 5 まで、993の 1、993の 2、994の 2 から 994の 4 まで、995の 1、995の 2、996の 2、996の 4、997の 2、997、998、999の 2、999、1000、1001の 2、1001の 3、1001、1002、1003、1004、1005、1006、1007、1008の 1、1008の 2、1015の 2、1015の 3、1025、1026、1027、1028、1029、1030、1031、1032の 2、1032、1033、1034の 2、1034、1035、1037、1038、1039、1040、1041、1042、1043、1044、1045、1046の 2、1046の 3、1049、1056、1062、1063、1064、1065、1066、1067、1068の 2、1068の 3、1068、1094、1095の 2、1095の 3、1095、1096、1097、1098の 2、1098、1099、1100、1101、1102、1103、1104の 1、1104の 2、1105の 2、1105の 3、1106、1107、1108、1109、1110、1111、1112、1113、1114、1115、1117の 2、1117、1118の 4、1118の 5、1118、1119、1120、1121、1122の 2、1124の 2、1126の 2、1127の 2、1128、1129の 10、1129、1130の 2、1131の 2、1132の 2

(ただし、上記地番は、平成15年12月22日現在のものである)

6 簸川郡斐川町大字名島の字を廃止する区域

大 字	字	地 番
名島	以下	63の 2、63、64、65の 1 から 65の 3 まで、66の 1 から 66の 3 まで、67の 1、67の 2、68の 1、68の 2、69の 1、69の 2、70の 1、70の 2、71の 1、71の 2、72の 1、72 の 2、73の 4、73の 5、74の 1、74の 2、75の 1、75の 2、76、77、78の 1、78の 2、79の 1、79の 2、80の 1 から 80の 3 まで、81の 1、81の 2、83の 1、83、84の 2、84

(ただし、上記地番は、平成15年12月22日現在のものである)

島根県告示第155号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により、横田町長から次のとおり字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の廃止の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定による県営ほ場整備事業稲原地区の換地処分の公告があった日の翌日から生ずる。

平成17年 2 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

仁多郡横田町大字稲原の字を廃止する区域

町	字	地 番	
稲原	的目	703の1、703の2、704の1、706の1、729の1、731の1、731の3、731の4、732から735まで、737、741の2、741の3	
	的目廻	736の1	
	中田	738の1、738の2	
	家ノ前	1457、1458、1458の1、1458の2、1459、1459の2、1460、1462、1464の1、1571、1611の4、1620	
	宮ノ前	751の1、751の3、752、754、755の2	
	森山	756	
	宮ノ脇	757の6	
	藤ヶ瀬	759の1	
	上神田	760の1、761の1、2264	
	上神田落	762の1、762の4	
	口田	1635、1635の1、1636、1640、1641の1	
	シチ田	1296の1、1296の3	
	上門堀	1289の1、1289の2	
	下門堀	1293の2から1293の6まで	
	縄手田落	1294、1294の1	
	縄手田	1295の1	
	アフ田	1297の1、1304の1	
	柿田	1298の1、1298の3から1298の5まで、1298の7、1299の1、1688、1689の4、1689の5、1689の7	
	栗ノ木田	1300の1から1300の3まで、1300の6	
	砂田	1301の1から1301の3まで、1347、1347の1	
	柿添	1302、1303の1、1303の3	
	大田	1305、1306の1	
	屋敷余	1291の4、1291の5、1312の4、1546、1547、1549、1551、1552の1、1556の1、1578の1、1609の1、1609の3	
	戸山場	1313の1、1315、1351の1、1351の4、1362の1、1366の5	
	砂田落	1316の1	
	花屋井手下	1318の1、1318の3、1319	
	花屋	1320から1322まで、1329、1330、2069の4から2069の7まで	
	稲原	上廻	1332
		アチツ	2318の1、2318の3
		東山	1341、1342の1から1342の4まで
堤尻		1339の1、1339の2、1345、1345の2、1667、1680の1、1680の2、1709の1、1709の2	
フケ田		1340	
下高山		1343	
上高山		1346	
下口田		1348の1、1348の2	
上口田		1349の2から1349の5まで	
後山根		1350、1350の1、1352、1353、2010の3	

福田	1354	
ゲニサへ	1355	
山根	679の 2、687、1356の 2、1356の 3、1359の 1、1360の 1、2009の 1	
中垣内	1474、1475、1532の 1、1553、1701の 1、1701の 2	
ケンサイ	1364の 1	
サカリ	1369の 2	
下堂原	1370、1370の 1、1373、1374の 1、1375の 1、2320の 1	
堂道	1371の 1、1372の 1、1596の 1	
口落田	1389、1476	
屋敷	1383、1383の 2	
越前	1461、1544、1545	
屋敷残	1463	
桜ノ前	1465の 1	
門田	1466の 1 から1466の 4 まで、1467、1468の 1、1468の 2、1469の 1 から1469の 3 まで、1472の 2	
口田落	1390、1471の 2、1473	
合田	1477	
萩谷	1482の 1、1483、1484の 1、1484の 2	
大木谷	1485、1494、1495	
ハゲ	1486の 3、1515の 2、1518の 1、1519の 1、1519の 4、1520の 1、1520の 4、1521の 1、1521の 2、1523の 1、1523の 3、1524、1529、1530、1530の 1	
ヲキ谷	1487、1488	
稲原	ヲキ谷廻	1496の 1、1496の 3
	大木谷尻	1497
	道ノ上	624の 1、624の 6
	ヒノ木	1538の 1、1539
	ヤブ下	1535の 1、1535の 3、1536の 1
	吉田	1531
	外ト田	1533の 1、1533の 3、1534の 1、1534の 2、1534の 5
	少田	1537の 1、1537の 2
	水船	1541の 1、1541の 2、1542の 1、1543の 1 から1543の 3 まで
	久兵衛畑	1554、1558の 1
	ナベ上ケ	1555
	東畑	1559の 1、1583
	明田	1562の 1
	大前	1445、1564、1567、1622の 1
	中神田	1568、1569
	竹ノ下	1563の 2、1563の 3、1570、2263
	東	1572
	家ノ後	1573の 1、1573の 2、1574、1574の 3、1584、1594の 1、1594の 5
	荒神	1581の 2
	前垣内	1582
	松ノ木田	1585、1587、1588
	家ノ前落	1586、1610の 1 から1610の 4 まで

	大久保田	1589、1595、1671、1671の1から1671の3まで
	荒神脇	1590の1
	荒神ノ脇	1590の2
	上地免	1591の1
	廻	1443の1、1597の3
	鉄穴内	676の1、676の2、677の3から677の6まで、681の1、681の2、694の1、695の1、695の2、695の5、695の6、697の1、1612の1、1612の2、2339の1
	的場	1616から1618まで、1621の1
	脇田	1623の1、1623の2、1624の1
	横田	1625、1626の1、1626の2
稲原	御供田	1627、1627の1、1628
	ヒヤリ	1629の1から1629の3まで
	餅田	1630、1630の1、1631、1631の1、1632、1633、1633の1、1634
	口ク下	1637の1、1638、1728の1、1728の2、1729
	高畦	1642の1、1642の2、1643の1、1643の3
	蟹田	1644の1、1644の2
	大原尻	1647の1、1647の3、1648、1648の1、1649、1650
	八升蒔	2343
	中山	1787の2、1787の3
	成林	1659、1659の1、1749の3、1749の5、1749の7、1749の8、1749の11から1749の15まで、1749の17、1749の19
	ソリ田尻	1660の1、1660の2
	堤ノ上	340の1、1696、1696の1、1697の1、1697の2
	田ノ廻	1672、1674、1675の内1、1675の内2、1676、1681、1687の1、1687の2、1687の4、1730
	アゲシ	1679の1、1679の2、1690の1から1690の3まで、1691の1、1692の1、1693
	堀明ケ	1694
	藤曲	1639の1、1639の2、1700、1702、1705、1706、1708、1708の1、1708の2、1710、1716
	堤ノ脇	1711
	高畔小丸	1727の1
	池ノ廻	655の2
	林ケ谷	1808
	大原	2332
	井手下	2338
	天満宮上地	2362の1
	光林	2362の2
	矢入原	2011の2、2014の3、2111の17
	小川原	753
	堂原	1376の1、1377の1、1379の1
	高畔	1645、1646
	後田ノ廻	1677の4
稲原	八斗蒔	1750の3、1750の7
	アツツ	2015の2

打以後	1444	
大チゴ	1448、1817の4	
横山田	596の2、596の3	
矢吹	608の1	
日焼田	616の1から616の4まで	
日焼	619の1	
日焼田上	617、623	
川原田	591の1、591の2、626の1	
戸井ヶ詰	628の1	
右衛門田	629の1	
トナミ廻	632の1、632の3	
渡波田	644、646	
黒添	645の1、645の2	
家ノ表	647の1、647の2	
ヨウカイ	671の2、675	
屋敷田	680	
小源中	683の1、683の3	
小源下	684の1から684の3まで	
井手挟	685の1、685の5	
下モ高畔	686の1、686の2	
上高畔	693の1	
上井手下	699の1から699の3まで	
六坂川原	700の2	
古川	701の2	
日焼田ノ上	615の1	
川原田桁下	625の1、625の2、625の4、625の6、625の9、625の11	
渡り上り	627の1	
梨子木田	642の1、643、648の1、648の3	
小源上	682の2	
要害	2036の1、2036の3、2036の4、2037、2037の1	
長田	1236の3、1236の4	
ドウメン	1695、1699の1、1717の1、1717の2、1717の5	
稲原	中水越道下	1736
	大原成	1788の3、1791の2、1791の3、1791の5、1792の4から1792の6まで
	落合	594の1、594の3

及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地の全部

(ただし上記地番は、平成16年10月1日現在のものである。)

島根県告示第156号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年2月8日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
都谷外科・整形外科	松江市中原町52	平成17年1月1日
医療法人 ぼよぼよクリニック	松江市東津田町1198番地3	平成17年1月1日
松江シテイクリニック	松江市東朝日町218-1	平成16年12月26日

島根県告示第157号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年2月8日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
都谷病院	松江市中原町52	平成16年12月31日
ぼよぼよクリニック	松江市東津田町1198番地3	平成16年12月31日

島根県告示第158号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年2月8日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者		訪問看護ステーション			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
			変更前	変更後	
社会福祉法人みずうみ	松江市西法吉町36-1	法吉訪問看護ステーション	松江市法吉町763	松江市西法吉町35-20	平成16年12月1日

島根県告示第159号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年2月8日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		廃止する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
都万村	隠岐郡都万村大字都万2016	居宅介護支援事業	都万村	隠岐郡都万村大字都万1773-1	平成16年9月30日

都谷 進	松江市中原町52	短期入所療養 介護	都谷病院	松江市中原町52	平成16年 12月31日
------	----------	--------------	------	----------	-----------------

介護機関の名称	廃止する施設	所在地	廃止年月日
都谷病院	介護療養型医療施設	松江市中原町52	平成16年12月31日

島根県告示第160号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第15条の23第1号の規定に基づき告示する。

平成17年 2 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
社会福祉法人 山陰家庭学院	地域生活援助	らくざん	松江市西川津町532 - 22	平成17年 1月31日

島根県告示第161号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、邑智郡大和村土地改良区の定款変更を平成17年 2 月 1 日付けで認可した。

平成17年 2 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第162号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年 2 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 解除に係る保安林の所在場所
雲南市大東町中湯石1837 - 2、1837 - 3
- 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第163号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項にお

いて準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年2月8日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所
八束郡美保関町大字美保関1467 - 12
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所
八束郡美保関町大字美保関1467 - 13
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

島根県告示第164号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年2月8日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町卯敷シラダイ668
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第165号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年2月8日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
簸川郡佐田町大字大呂1915
- 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第166号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年2月8日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

簸川郡佐田町大字吉野字鑪床604 - 1、字弁堂605 - 2、606、624、625、626 - 1、字吉田607、608 - 1、字堂ノ元609 - 1、字下堂610、字下堂尻611、字上堂612 - 1、612 - 3から612 - 8まで、字萬次尻613 - 2、613 - 4から613 - 8まで、字万次614 - 1、614 - 3、614 - 4、字櫻木谷615 - 1、615 - 5、615 - 10、字杉谷616 - 2、616 - 11、字梅木原617 - 1、字梅木原向620、字梅木奥621、字狼谷尻622、字狼谷623 - 1、623 - 2、大字上橋波字保井谷717 - 1から717 - 3まで、718 - 1、718 - 2、大字原田1176 - 1、1176 - 4、1178 - 1、1178 - 2、1178 - 7、1178 - 8、1178 - 10、1178 - 12、1178 - 13、1178 - 15、1179 - 1から1179 - 6まで、1180 - 1、1181 - 1、1181 - 5、1181 - 6、1181 - 8から1181 - 12まで、1531 - 1、1531 - 2、1532 - 1、1540、1547、1549、1556 - 1、1556 - 2、1559 - 1、1559 - 2、1559 - 4、1562 - 6から1562 - 8まで、1562 - 10から1562 - 18まで、1562 - 20、1563 - 3から1563 - 9まで、1564 - 1、1564 - 2、1565 - 1、1819 - 3から1819 - 6まで、1819 - 8から1819 - 26まで、1819 - 28から1819 - 35まで、1819 - 37、1819 - 39から1819 - 43まで、1819 - 47から1819 - 49まで、1820 - 1から1820 - 14まで、1820 - 16、1820 - 18、1820 - 20、1820 - 21、大字大呂1945 - 1から1945 - 4まで、1945 - 6、1945 - 7、1945 - 9、1945 - 10、1945 - 12、1945 - 13、1945 - 16、1946、1947 - 1、1947 - 3から1947 - 16まで、1954 - 1、1954 - 5から1954 - 7まで、1955 - 1、1956、3102 - 1、3102 - 4、3102 - 5、3102 - 8、3102 - 10、3102 - 12、3102 - 13、3102 - 19、3102 - 21、3102 - 22、3102 - 29、3102 - 31、3102 - 34から3102 - 36まで、3102 - 58から3102 - 61まで、3102 - 63、3102 - 66、3102 - 84から3102 - 86まで、3102 - 88から3102 - 90まで、3102 - 106、3102 - 110から3102 - 117まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第167号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年2月8日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
那賀郡弥栄村大字三里イ361 - 1
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び弥栄村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第168号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年2月8日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町元屋芽原322、ピシヤコ323、葛峠西平324 - 1、上炭床325
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第169号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に

供する。

平成17年 2 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	斐川一畑大社線	平田市河下町1562番 6 地先から同町1538番 7 地先まで	メートル 96.00	平成17年 2 月 8 日	出雲土木建築事務所	
"	邑智大森線	邑智郡美郷町小松地114番 7 地先から同114番 1 地先まで	71.50	平成17年 2 月15日	川本土木建築事務所	
"	益田澄川線	益田市有明町373番 4 地先から同町口2235番10地先まで	171.00	平成17年 2 月 8 日	益田土木建築事務所	

島根県告示第170号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第39号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成17年 2 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	区 間	上り線又は下り線の別	指 定年月日
県道	横田多里線	仁多郡横田町大字横田1024 - 3 番地先から同大字1029 - 7 番地先まで	上り線	平成17年 2 月 8 日
"	"	仁多郡横田町大字横田1025 - 1 番地先から同大字1110 - 17 番地先まで	下り線	"
"	出雲横田停車場線	仁多郡横田町大字横田1018 - 2 番地先から同大字1028 - 8 番地先まで	上り線	"
"	"	仁多郡横田町大字横田1018 - 2 番地先から同大字1024 - 9 番地先まで	下り線	"

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 2 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 申請のあった年月日
平成17年 1 月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 輝
- 3 代表者の氏名
原 隆之

4 主たる事務所の所在地

出雲市松寄下町985番地5

5 定款に記載された目的

この法人は、在宅高齢者、障害者及び児童に対して、訪問介護事業を始めとする各種の福祉に関する事業を行い、地域に根ざした福祉の向上に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2週間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

平成17年度島根県立農業大学の養成部門の学生の第2次学生募集を次のとおり実施する。

平成17年2月8日

島根県知事 澄 田 信 義

1 募集の目的

本県の主要産業である農林業の将来を展望し、広い視野にたつて農林業を考え、新しい農林業を創造し、地域社会の発展に寄与する農林業後継者及び農林業指導者の養成を図る。

2 一般入学試験

(1) 募集人員及び修業年限

課 程	募 集 人 員	修業年限
園 芸	5名程度	2年
畜 産	5名程度	

(2) 出願資格

ア 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業したもの若しくは平成17年3月に卒業見込みの者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは平成17年3月に修了見込みの者

イ 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

ウ その他知事が前2号に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めたる者

(3) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送又は直接農業大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

(ア) 入学願書（農業大学校所定の用紙を用いること。）

(イ) 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの。ただし、2の(2)のアに定める以外の者にあつては、大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類

(ウ) 返信用封筒（定型封筒縦20.6センチメートル×横9.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手80円分を貼付したもの）

イ 出願期間

平成17年2月21日（月）から3月1日（火）までとし、郵送の場合は3月1日必着とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番地 1 島根県立農業大学校 入試担当

(4) 入学試験及び合格者の発表

ア 入学試験

(ア) 日時 平成17年 3 月11日 (金) 10時から16時まで

(イ) 場所 大田市波根町970番地 1

島根県立農業大学校

(ウ) 試験

入学試験は筆記試験及び面接試験とし、筆記試験の科目は次により必須科目及び選択科目に区別して行う。

必須科目	選 択 科 目
国語 (古文、漢文は除く) 数学	生物 B、化学 B、作物、野菜、 草花・果樹又は畜産のうちいずれ か 1 科目

イ 合格者の発表

平成17年 3 月15日 (火) 農業大学校の玄関前に掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

3 問合せ先

出願手続、入学試験等について不明な点は、農業大学校又は隠岐支庁農林局若しくは最寄りの農林振興センターへ問い合わせること。

4 その他

願書等農業大学校所定の用紙は、島根県立農業大学校で交付する。なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒(角形 2号縦33.2センチメートル×横24センチメートル 1 枚に住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手120円分を貼付したものを)を同封すること。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成17年 2 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 入札に付する事項

(1) 購入物品

空港用医療資器材 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成17年 3 月22日

(4) 納入場所

簸川郡斐川町大字沖洲2633 - 1 島根県出雲空港管理事務所

益田市内田町イ597 島根県益田土木建築事務所石見空港管理所

隠岐郡隠岐の島町岬町2122 島根県隠岐支庁土木建築局隠岐空港管理所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当

する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年間を経過しない者(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)でないこと。
- (3) 島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第60条の3各号に掲げる要件を備えた者であること。
- (4) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定に基づき、営業種目が4(1)医療機器及び7(6)診療材料の入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (5) 国又は地方公共団体の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (6) 島根県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

3 入札に関する事項

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690 - 8501 島根県松江市殿町8番地

島根県土木部港湾空港課空港整備室

電話 0852 - 22 - 5573 ファクシミリ 0852 - 31 - 6247

- (2) 入札説明書の交付方法

平成17年2月8日から平成17年2月18日までの間(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)交付場所において交付するものとする。

交付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

なお、入札説明会は実施しない。

- (3) 入札の日時、場所等

日時 平成17年2月23日 午後2時から

場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟第5会議室

なお、郵便による入札は認めない。

- (6) 開札の日時及び場所

即時開札とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札書の提出時に納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を提出期限までに提出しなければならない。

なお、当該書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

- (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入

札者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

平成17年 2 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

安来市切川町字井越790番 3 外 1 筆

面積 499.26平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市切川町802番地

福井 悟

環境影響評価法（平成 9 年法律第81号）第40条第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第17条第 1 項の規定により、環境影響評価準備書に係る説明会を開催するので、同法第40条第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第17条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成17年 2 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画決定権者の名称

島根県

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

名称 出雲仁摩線

種類 一般国道（改築）

規模 延長 約37.4キロメートル

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域

起点 島根県出雲市知井宮町

終点 島根県邇摩郡仁摩町大字大国町

通過市町 出雲市、湖陵町、多伎町、大田市、仁摩町

4 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

出雲市、湖陵町、多伎町、大田市、仁摩町

5 説明会の開催日時及び場所

2月21日 午後 7 時から 東神西コミュニティーセンター
(出雲市東神西町939)

2月22日 午後 7 時から 大田商工会議所
(大田市大田町大田イ309 - 2)

2月23日 午後 7 時から 湖陵町中央公民館
(湖陵町大字二部1320)

2月24日 午後 7 時から 多伎町公民館
(多伎町大字小田74 - 1)

2月25日 午後 7 時から 仁摩町中央公民館集会室

(仁摩町大字仁万町537 - 1)

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

平成17年2月8日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

1 入札の内容

(1) 入札の件名

折りたたみ式矢印板(271枚)の購入

(2) 物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成17年3月28日

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格要綱(昭和45年島根県告示第4号)第5条の規定により資格を認定され、営業種目表に掲げる[11警察・消防用品-(1)警察用品]に登載されたものであること。

(2) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690 - 8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話(0852)26 - 0110 内線2235 ~ 2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成17年2月8日から平成17年2月17日までの間、上記(1)の場所において交付する。

(交付時間は土日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。)

(3) 入札及び開札の日時、場所

入札日時 平成17年2月25日(金) 午後2時00分

入札場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部

開 札 即時開札

(4) 入札説明会の日時、場所

入札説明会は行わない。

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の 2 各号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成17年 2 月 8 日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

1 入札の内容

(1) 入札の件名

車載用ビデオカメラ装置10式の購入

(2) 物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成17年 3 月30日

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないものであること。

(2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格要綱（昭和45年島根県告示第 4 号）第 5 条の規定により資格を認定されたものであること。

(3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。

(4) 島根県内に本店、または営業所を有するものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒690 - 8510 島根県松江市殿町8番地1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話(0852)26-0110 内線2235~2236
- (2) 入札説明書の交付期間及び方法
平成16年2月8日から2月17日までの間、上記(1)の場所において交付する。
(交付時間は土日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする)
- (3) 入札及び開札の日時、場所
入札日時 平成17年2月24日(木) 午後2時00分
入札場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部
開 札 即時開札
- (4) 入札説明会
入札説明会は行わないものとする。

4 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号に該当する場合は免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。
- (4) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (5) 落札者の決定方法
島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) その他
詳細は入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

平成17年2月8日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

1 入札の内容

- (1) 入札の件名
携帯用担架の購入
- (2) 物品の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成17年3月31日
- (4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格要綱(昭和45年島根県告示第4号)第5条の規定により資格を認定され、「物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者名簿」11警察・消防用品-(1)警察用品に登載されていること。
- (3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話(0852)26-0110 内線2235~2236
- (2) 入札説明書の交付期間及び方法
平成17年2月8日から2月17日までの間、上記(1)の場所において交付する。
(交付時間は土日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。)
- (3) 入札及び開札の日時、場所
入札日時 平成17年2月23日(水) 午後2時00分
入札場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部
開札 即時開札
- (4) 入札説明会
入札説明会は行わないものとする。

4 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号に該当する場合は免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。
- (4) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (5) 落札者の決定方法
島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) その他
詳細は入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成17年2月8日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

1 入札の内容

(1) 入札の件名

耐刃手袋（小手付）の購入

(2) 物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成17年3月31日

(4) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条の規定により資格を認定され、「物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者名簿」11警察・消防用品 - (1)警察用品に搭載されていること。

(3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690 - 8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話（0852）26 - 0110 内線2235～2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成17年2月8日から2月17日までの間、上記(1)の場所において交付する。

（交付時間は土日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする）

(3) 入札及び開札の日時、場所

入札日時 平成17年2月22日（火） 午後1時30分

入札場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部

開 札 即時開札

(4) 入札説明会

入札説明会は行わないものとする。

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) その他

詳細は入札説明書による。

